

「私は大丈夫…」と思っ
ていませんか？

悪質商法にご注意を！



これを使えば信じられない効果が！キャンペーン中です!!



これって、もしかして「悪質商法」？

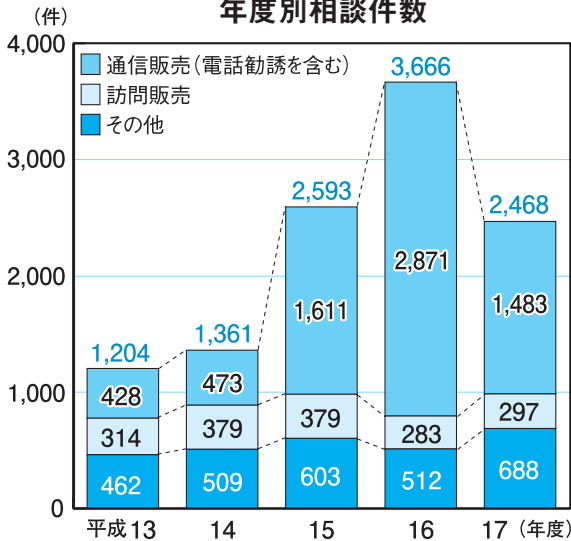
悪質商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを売りつける販売方法のことをいいます。悪質商法の被害から身を守るためにはどうすればよいのか、事例を挙げて紹介します。悪質商法についての情報と、契約に関する正しい知識を持ちましょう。

消費生活センターには こんな相談が寄せられています

平成17年度に富士市消費生活センターに寄せられた新規の相談件数は、2468件で、前年度に比べて1198件、32・7%減りました。これは、平成15年度から急増した「身に覚えのないはがき・Eメールによる架空請求」に関する相談が減ったためです。

しかし、「裁判所に訴状が提出された」という内容のはがきに関する相談は、後を絶ちません。また、高齢者など弱者をねらった点検商法（住宅リフォームや布団類などに関する悪質商法）についての相談もふえています。

富士市消費生活センターに寄せられた
年度別相談件数



クーリング・オフ適用一覧

販売方法	適用期間	適用対象
訪問販売 電話勧誘販売		指定商品、指定サービス、指定権利
特定継続的役務提供	契約書面交付日から8日間	エステティック、語学教室、家庭教師、パソコン教室、学習塾、結婚相手紹介サービス(店舗での契約を含む)
連鎖販売取引(マルチ商法)	契約書面交付日か商品受取日のいずれか遅い方から20日間	すべての商品、サービス、権利
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	契約書面交付日から20日間	

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などで契約したときに、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。例えば、販売員が突然家に来たり、突然の電話で勧誘されたりして、買うつもりはなかったのについ契約をしてしまった…。そんなときに、冷静になってよく考え(クーリング)、契約を解除(オフ)できるのです。

「クーリング・オフ」制度 ご存じですか？ 消費者を守る

事例1 携帯電話やパソコンによるトラブル

◆興味本位でアダルトサイトに接続した途端に登録された。または、ある画像を見よつとしたら、全く関係ないアダルトサイトに接続され、いずれも高額な料金の請求を受けた。
◆雑誌広告で「通話料無料」と書かれたアダルトダイヤルに電話をかけた途端に登録され、高額な料金の請求を受けた。

若者に限らず、中高年層にもこういった被害がふえています。ウェブサイトに接続しただけで登録される、いわゆる「ワンクリック詐欺」などは、料金を払う必要はありません。料金の請求を受けたら、無視するか、消費生活センターへご相談ください。業者へ電話をかけるなどして、個人情報や漏らす危険のある行為は避けましょう。

なお、雑誌広告のフリーダイヤルは、「情報料は有料」と記されている場合があるので、利用の際は注意しましょう。



事例3 SF（催眠）商法

業者が家に来て、「近所にオープン予定のスーパーの商品を、宣伝も兼ねてこれから近所の家で無料で配る」と言うので行ってみた。日用雑貨の無料配布と商品の説明の後、最後に高額な温熱治療器を勧められ、買ってしまっただが解約したい。

これは、SF（催眠）商法と呼ばれる商法です。閉鎖的な場所に人を集め、最初に無料で日用雑貨などを配り、得をした気分になせ、最後に高額な商品（布団類、健康治療器、健康食品など）を売りつけるものです。「無料」や「キャンペーン中」という言葉に惑わされないようにしましょう。

事例2 家庭教師派遣と高額な学習教材

「子どもさんによい家庭教師を派遣します」との電話が入り、セールスマンが訪れた。受験指導に自信があると言うので、家庭教師を頼んだら、指導に必要だからと中学3年間分の教材（53万円）も契約させられた。ところが派遣された教師は時間を守らず、教材も使用しないので解約したい。

家庭教師派遣などの役務（サービス）契約は、特定商取引法で中途解約も認められています。規定の解約料は必要ですが、サービスを受けるために購入しなければならない商品は、関連商品として返品（未使用分）もできます。教材が高額な場合が多いので、本当に必要かどうか事前によく考えましょう。



契約で困ったときは

消費生活センターへ

消費生活センターでは、消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。また、市民の皆さんが悪質商法の被害に遭わないよう、消費者被害防止キャンペーンや市民生活講座、出前講座などの消費者啓発活動も行っています。

最近の悪質商法の手口は、かなり巧妙で内容も複雑化してきていて、憤りを感じます。あなたの大切な財産を失うことがないように、よく考えてから契約しましょう。もし、契約について悩んだり、商品の品質・サービスについて疑問や不審な点があったりした場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。



市民生活課
課長 田村 登

消費生活相談を受け付けています

とき 月～金曜日

9時～12時、13時～16時

ところ 消費生活センター

消費生活相談室（市役所2階）

相談方法 電話または来所

☎(55)2756 ☎(53)2860

